



すみりんニュース

No.58

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

この号の内容

- 2018年 年頭のごあいさつ ……1-2
- 民設置民営の「すみよし隣保館 寿」の紹介 ……3-6
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
2017年度上半期事業報告、上半期決算報告について理事会・評議員会を開催しました ……6
2018年 住吉地区新年互例会を開催 ……6-7
12、1月の「寿こども料理食堂」の報告 ……7
2018年度「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演の案内 ……8
「日本の現状と基礎教育保障の重要性」講師：前川喜平さん
賛助会員を募集しています！／ご寄付のお礼とお願い ……8

■ 2018年 年頭のごあいさつ

あけまして、おめでとうございます。みなさまにおかれましては、良き新春をお迎えになったことと存じます。旧年中は、「すみよし隣保館 寿」の利用をはじめ、当財団へのご支援を頂きましたことに御礼申し上げます。

さて、過ぎ去りました2017年を振り返りますと、なんとといっても最大の問題は、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）をめぐる問題であったと思います。と申しますのも、場合によれば核戦争が勃発するのではないかとの心配すらあったからです。「南北会談」が開催された現在でも、この懸念は払拭されていません。

このような緊迫した状況の中で、私達に希望の光を与えてくれたのが、7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されたこと、12月10日に、この条約の採択に貢献したICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞したことです。

みなさまも、新聞やテレビなどご覧になったと思いますが、広島で被爆し、現在カナダで

暮らししておられるサーロー節子さんが、ノーベル平和賞受賞後のスピーチで、自らの体験を踏まえて「核兵器は必要悪ではなく、絶対悪」「核兵器と人類は共存できない」「すべての国が核兵器禁止条約の仲間入りを」と感動的な訴えをされました。

戦争による唯一の被爆国である日本が、この条約の採択に反対したことは、残念至極と言うほかありません。世論の力で、一日も早い日本の仲間入りを実現させたいと思います。

住吉地区でも昨年、いくつか重要な出来事がありました。その一つは、一昨年11月14日から12月9日にかけて実施した「暮らしのアンケート調査」の結果が、昨年、ほぼまとまりましたことです。これによりますと①高齢者の世帯主の割合が高くなっている（60歳以上は、72.3%）、②「独り暮らし世帯」が多くなっている（43.6%）③所得が低い世帯が多い（年間200万円未満が55%）といった実態が明らかになってきています。この結果、生活に対する

「不安」や「困りごとなどを感じることもある」と、多くの住民が回答している現実があります。

このような実態を直視し「人権が尊重され、安心して暮らしていけるまちづくり」をどのように構築していくのかが問われています。

幸い、昨年5月に、WAM助成（社会福祉振興助成事業）が認められました。この助成金を活用し、「地域のお悩み解決！集まれどっこい隊」事業を実施し、ワークショップ等を通し、地域住民が地域の課題を共に考え、あがってきた課題に対処する活動として、突っ張り棒の設置活動などに取り組みました。

また、昨年9月には、NTTドコモコミュニケーションズファンドの助成を頂き「寿子ども料理食堂」を月2回実施し、平均30人のこどもやボランティアが参加しています。

新しく迎えました2018年は、国連で世界人権宣言が採択されて70周年という大きな節目の年にあたります。昨今の内外の動向を直視しましたとき「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和の実現に通じる」という、基本精神を踏まえたとりくみを強化していくことが求められています。

この世界人権宣言と基本精神を同じくする日本国憲法も、昨年、施行70周年を迎えましたが、昨今、日本国憲法の「改正」が声高に叫ばれ、国会発議、国民投票の日程までとりざたされるところとなっています。

このような中で、昨年4月、立教大学の渋谷秀樹先生をお招きし「日本国憲法の現代的意義—日本国憲法施行70周年にあたって」と題した記念講演をいただきましたが、焦点の第9条については、到達すべき目標として位置づけ、積極的な外交を展開することによって現実化させていくことが必要だとのお話をいただきました。私だけでなく、多くのみなさまも、この考え方にご賛同いただけるのではないかと思います。

住吉地区にとりましても、新しく迎えました2018年は、住吉・住之江同和人権教育推進協

議会が結成されて50周年という節目の年にあたります。この協議会結成に尽力された故住田利雄（部落解放同盟大阪府連合会住吉支部初代支部長）さんは、「部落問題の解決は教育に始まり、教育に終わる」と常日頃から話しておられましたが、まさしくその通りだと思います。

先に触れました世界人権宣言においても、第26条において「教育権」が規定されていますが、その中では、①すべての人が教育を受ける権利をもっていること、②教育の内容としては、基本的人権の尊重と平和の大切さを基本に据えなければならないとされています。

また、公布・施行から2年目に入った「部落差別解消推進法」でも、第5条で、部落差別解消推進のために教育・啓発に積極的に取り組むことを求めています。

このような中で、本年は、住吉・住之江同和人権教育推進協議会の活動を軸に、教育・啓発に力を入れてまいりたいと思っています。

「すみよし隣保館 寿」も開設以降3年目を迎えます。この隣保館は民設置民営の隣保館として内外の注目を集めています。昨年4月から今日まで14団体398名のフィールドワークを受け入れましたが、その中には、基礎教育保障学会（会長：上杉孝實京都大学名誉教授）や部落解放研究第51回全国集会の参加者、さらには韓国のソウル市や天安市の福祉関係者が含まれています。

「石の上にも3年」という諺がありますが、当公益財団としましては、皆様方のお力添えを頂き、持続可能な隣保館運営への道筋をつける年としたいと決意を新たにしているところで

す。

つきましては、①隣保館の積極的な利用、②財団へのご寄付、賛助会員へのご入会等をよろしく願います次第です。

末筆になりましたが、皆様方にとりまして、新年が実り多き年となることを祈念し、念頭にあたってのごあいさつと致します。

2018年1月10日
公益財団法人住吉隣保事業推進協会
理事長 友永 健三

■民設置民営の「すみよし隣保館 寿」 の紹介（友永健三）



はじめに

2016年3月末で、大阪市内の10地区に設置されていた市民交流センター（住吉地区の市民交流センターすみよし北含む）が閉鎖されました。

住吉地区では、部落差別が現存している状況下で、地区住民の総合相談や様々な活動の場、隣接地区住民との交流の場を確保する必要性があるため、公益財団法人住吉隣保事業推進協会をはじめとする関係団体が協議し、地区住民をはじめ多くの方々のご支援を頂く中で、2016年4月1日に民設置民営の隣保館として住吉隣保事業推進センターを開設しました。

開設以降1年余が経過していますが、このセンターの概要、内部の紹介、事業状況、今後の課題等を紹介したいと思います。

「すみよし隣保館 寿」の概要

住吉隣保事業推進センターの愛称は、「すみよし隣保館 寿」です。愛称に「寿」がついている理由は、地元の共同浴場であった「寿湯」の跡地にこの隣保館が建てられたことに由来します。

建築主、管理・運営主体は、公益財団法人住吉隣保事業推進協会です。

建物の敷地面積は538.99㎡、建物は鉄筋コンクリート3階建てで、延べ床面積は1080.65㎡です。

総工費は2億7000万円で、公益財団の資金と団体・個人からの寄付でまかなわれ、行政の補助金はもらっていません。

この隣保館の特色は、民設置民営の隣保館だということです。今日全国に800を超す隣保館がありますが、民設置民営の隣保館は、この隣保館と大阪市内の西成地区に2015年12月に開設された「にしなり隣保館 スマイルゆ〜とあい」の2館だけです。

「すみよし隣保館 寿」の内部の紹介

「すみよし隣保館 寿」の内部を紹介すると、1階は342.89㎡の広さがあり、

①公益財団の事務所、②各種団体（支部、自治会・町会、老人会）の事務所、③住吉区北地域包括支援センターの事務所、④近隣交流スペース（キッチン付き）、⑤相談室、⑥応接・相談室、⑦作業室、⑧倉庫などがあります。

2階は343.78㎡の広さがあり、訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所が入っています。

3階は343.78㎡の広さがあり、①大会議室（間仕切りをすれば2会議室になる）、②小会議室（簡易防音あり）、③図書・資料室、④倉庫があります。



「すみよし隣保館 寿」の建設理念

「すみよし隣保館 寿」建設にあたって設定した理念は、次の5点です。

① 地域のつながり:

住吉地区のみでなく隣接地区等とのつながりを大切にしたいセンターである。

② 人のつながり:

障がいの有無や国籍などに関わらず安心して利用できるセンターである。

③ 世代のつながり:

子ども、若者、高齢者など世代を超えた人びとが使えるセンターである。

④ 歴史のつながり:

青年会館（1934～1960）、
住吉隣保館（1960～1970）、
住吉解放会館（1970～2000）、
住吉人権文化センター（2000～2010）、
市民交流センターすみよし北（2010～2016）
での活動の歴史を引き継いだセンターである。

⑤ 健康でのつながり:

訪問看護ステーションの事務所が入っていることに代表される地域の健康を守るセンターである。

2016年度事業の概要

「すみよし隣保館 寿」は、開設されて1年余が経過しましたが、以下に列挙するような機能を果たしてきています。

① 様々な面で困っている人びとの総合相談の場所: 具体的には、生活総合相談は203件、ケース会議は410件、法律相談は15件、合計628件（いずれも年間）でした。

② 仕事がないなどの理由で困っている人び

との自立支援の場所:

例えば、今年の3月10日には、阿倍野ハローワークなどの協力を得て「すみよし給食フェア-in2017」を開催、総合生活相談、ケース会議、求職フェアなどを通して5名が就職しています。

③ 自主的な活動の場所:

「すみよし隣保館 寿」の貸室を利用して活動する登録サークル数は100団体で、2016年度1年間の貸室の利用者数は17,414人でした。

④ 子ども、若者、高齢者、障害者などの居場所、識字活動の場所:

例えば、子どもを対象とした事業として自主学習支援事業（住吉べんきょう会）が実施されています。小学生を対象とした事業は、毎週水曜日午後5～6時まで開催され、平均12名が参加しています。また、中学生を対象とした事業は、毎週月、水曜日の午後7～9時まで開催され、平均4名が参加しています。いずれも講師は、地元の青年と関西大学の学生です。（有償ボランティア）

「すみよし隣保館 寿」1階の近隣交流スペースを使って定期的に識字活動が実施されています。住吉輪読会は、2016年で50年の歴史がありますが、昨年度は、以下の3クラスが開設されました。



- ・ 輪読会水曜組（毎週水曜日午後1～3時）
参加者：10名、学習支援者：4名
- ・ 輪読会土曜組（毎週土曜日午後1～3時）
参加者：12名、学習支援者：5名
- ・ 住吉日本語教室（毎週木曜日午後7～9時）
参加者：4名、学習支援者4名

⑤ 地域を超えた多世代住民の交流の場所：

「すみよし隣保館 寿」の利用者は、住吉地区住民だけでなく、近隣住民、中には近隣県からも来ておられます。また、利用者の年齢も小さな子どもから高齢者まで多様です。2017年4月2日（日）には、午前11時～午後3時まで、1年間の練習の成果を発表する「センターまつり」が開催されました。



⑥ 部落問題をはじめとした人権問題に関する図書・資料の収集と閲覧の場所：

「すみよし隣保館 寿」の3階には図書室がありますが、ここを活用して図書事業が取り組まれています。具体的には、週4回、月・火・木・金の午後1時半～5時まで、7名の無償ボランティアで運営されていて、2016年度の延べ開室日数は201日、総利用者数は989人、総貸出冊数は1,157冊でした。



⑦ 部落差別をはじめとする差別撤廃に向けた調査・研究・啓発の場所：

「すみよし隣保館 寿」では、「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座（2か月に1回）や住吉部落史研究会（年1回）が開催されていますし、年間20団体近いフィールドワークの受け入れをしています。

「すみよし隣保館 寿」の開館日時、職員体制、年間予算

「すみよし隣保館 寿」の休館日は日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）、開館時間は9時～21時30分（ただし、祝日は9時～18時00分）です。

職員体制は、施設長1名（常勤）、常勤職員2名、非常勤職員5名です。

広報媒体としては、①ウェブサイト（ホームページ）、②「すみりんニュース」（2か月に1回発行）、③「寿だより」（2か月に1回発行）があります。

「すみよし隣保館 寿」を維持・管理、運営に要する年間予算は、およそ3,500万円です。

収入源としては、①公益財団の基金の利子、②寄付金、③賛助会費、④貸室、貸会場収入、⑤受託費などがありますが、現時点では行政からの補助金はありません。

今後の課題

今後の課題としては、以下の3点があります。

一点目は、「すみよし隣保館 寿」の貸室の利用率を高めることです。2016年度を通した利用率は44%（この内、有料34%）でしたが、当面の目標は、これを60%（有料50%）に高めることです。このために、広報・宣伝の強化に取り組んでいます。

二点目は、昨年12月16日に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）を活用した事業展開です。とりわけ、相談、教育・啓発、調査面での事業を充実・強化を図りたいと考えています。

三点目は、「すみよし隣保館 寿」の管理・運営、事業展開を持続可能なものにするための財政基盤の確立です。現時点では、年間500万円ほど収入が不足し、運用資金から補てんしていますが、事業収入の増加とともに、各種財団の助成金の獲得、隣保事業部分に対する国や自治体の補助の獲得を実現したいと考えています。

最後に、初代の財団の理事長であり、館長でもあった故住田利雄さんが残された「忘れてはならない自主解放」という言葉を胸に刻み、隣保館の管理・運営にとりくんでいくことを表明しておきたいと思えます。

ともながけんぞう（公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長）

【注】この原稿は、鳥取市人権センターの機関紙『架橋』No37号、2017年8月号に掲載されたものです。

■住吉隣保事業推進協会のうごき

2017年度上半期事業報告、上半期決算報告について理事会・評議員会を開催しました

昨年、11月25日(土)の午前10時より理事会、12月10日(日)の午前10時より評議員会がそれぞれ行われました。今回の理事会、評議員会では、新センター開設2年目となる2017年度4月～9月期の実施事業を中心に取り組みの報告がなされました。

協議事項としては、2017年度下半期、2018年度以降にかけての新規事業を中心に協議がされ活発な意見交換が交わされました。また役員人事について、現職の理事であった前田雅之理事が昨年11月逝去されたことにより理事定数に欠員が出たため理事補選が行われ、大北規句雄さん（大阪市立大学非常勤講師・追手門学院大学非常勤講師）の理事就任が全会一致にて承認されています。



2018年 住吉地区新年互例会を開催

さる1月9日(火)午後6時半より、道頓堀ホテルにおいて「2018年住吉地区新年互礼会」を開催し、総勢75名の方にご参加いただきました。

当日は、府議会議員、市議会議員、住吉区・住之江区行政関係の方々、住吉連合地域活動協議会の方々、住吉・住之江区内の関係団体の方々、住吉・住之江区内の学校・PTA関係の方々、住吉地区内関係団体の方々に、ご参加いただきました。

はじめに、主催者を代表して（公財）住吉隣保事業推進協会の友永健三理事長より、あいさ

つがありました。その中では、2017年に住吉隣保事業推進協会が取り組んでききた事業が振り返られ、一昨年、大阪市立大学と行った社会調査「暮らしのアンケート調査」報告がほぼまとまりつつあることや、新センター開設2年目から新しく取り組まれてきた「地域のお悩み解決! 集まれどっこい隊」事業、「寿こども料理食堂」などの事業の報告がされました。

また2018年に、世界人権宣言が採択され70周年を迎えることにふれ、日本国憲法改正が取りざたされている昨今の情勢の中においても、憲法9条に掲げられる理念を目標に、基本的人権の尊重と平和の大切さを基本に据え、教育・啓発に力を入れた事業を行っていく決意が語られました。

理事長のあいさつの後、大阪市議会議員 岸本議員から来賓を代表して、ひとこと挨拶をいただきました。

つづいて恒例の鏡割りが行われ、住吉連合地域活動協議会の鈴木会長の発声で乾杯が行われました。

その後、ご来賓の府議会議員（中村議員、河崎議員）、市会議員（多賀谷議員、高山議員、伊藤議員、上田議員）の皆様が互礼会に駆けつけられ、会食をしながら和やかな懇談と親睦の時間がもたれました。

閉会のあいさつでは、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部の友永健吾支部長より、2016年12月に成立・施行された「部落差別解消推進法」の具体化に向けて取り組むことの重要性や、住吉地区における「人権尊重のまちづくり」の中で大切にしてきたものを、他の地域へ広げていくことが求められている、などについて触れられました。

12、1月の「寿こども料理食堂」の報告

★12月12日(火)午後4時00分～7時30分
参加人数（こども16人・大人9人）

メニューはクリスマスにちなんで

- 1、チキンナゲット
- 2、スペインオムレット
- 3、キャベツのコンソメスープ
- 4、豆腐とひじきの白和え
- 5、ごはん
- 6、プリン

メニューはボランティアさんが前々からこども達と作りたいたいと言っていたスペインオムレット。こども達はインゲンを切ったり、キャベツを切ったりと慣れた手つきで行ってくれました。豆腐とひじきの白和えは見た目が慣れないものだったのか、みんなおそろおそろ。でも味は美味しく、こども達はびっくりしていました。

以外とお腹がいっぱいになったみたいで、低学年の子は高学年に食べてもらう場面があちこちで見られました。

今回は、チキンナゲット・ひじきの白和え・白ごはんは、ふーどばんく OSAKA さんより、玉子40個は、ライフサポート協会さんより、プリンは山川物産さんよりいただきました。

★12月26日(火)は2017年最後の「寿こども料理食堂」でした。

参加人数（こども9人・大人10人）

メニューは

- 1、お雑煮
- 2、かきあげ
- 3、茶碗蒸し
- 4、プリン

今回は冬休み期間中ということもあり、参加者は少なかったですが、こども達は最近「〇〇切りして」というとサッサと慣れた手つきで調理してくれるので、人数が少なくても大丈夫です。

みんなでごはんの時には、初めてお雑煮を食べる子も、また普段はすましの雑煮や赤味噌の雑煮を食べている子も、自分のついたり丸めたりしたお餅を入れたお雑煮をお腹いっぱい食べていました。

おかげで、かき揚げまで辿りつけなかった子も……。笑

今回のごはんは、茶わん蒸しやプリンは山川物産さんから、お雑煮やかき揚げの野菜は個人の方から。お餅の米は、ふーどばんく OSAKA さんからいただきました。

たくさんのご寄付ありがとうございました。

2018年度「人権のまちづくりを考える」 すみよし連続講座記念講演の案内

「日本の現状と基礎 教育保障の重要性」

講師：前川喜平さん



「教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」が、2016年12月7日に成立し、14日に公布されました。この法律は、日本国憲法にある学習権の保障を具体化したものと言えます。今回の記念講演では、その成立に深く関わった元文部科学省事務次官の前川喜平さんを講師にお招きし、「日本の現状と基礎教育保障の重要性」をテーマにご講演いただきます。

日時：2018年4月21日（土）午後2時～午後4時

場所：住吉住宅集会所

講師：前川喜平さん（元文部科学省事務次官）

参加費：500円

申込・問合せ：

（公財）住吉隣保事業推進協会（06-6674-3732）

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

〈年会費〉

個人：3,000円

団体：10,000円

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

ご寄付のお願い

私たちは「地域社会における支援を要する人びと等に対し、生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うと共に、地域社会におけるあらゆる差別の撤廃をめざす運動を基軸に地域住民の人権意識を高め、以ってコミュニティの活性化と社会福祉の増進に寄与する」という理念を掲げその実現をめざして公益目的事業に取り組んでいます。私共の活動についてご賛同頂ける皆さまに、ご寄付を賜りますようお願い申し上げます。

〈寄付受付口座〉

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)

普通口座（口座番号:1606068）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会
ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

